

3-2 令和8年度の実施予定について

本年度も昨年度と同程度数の事業所に対し、指導を実施する予定です。

対象となる事業所を決定次第、事業所宛てに日程調整の連絡を行います。

※10月頃から開始する予定です。

【運営指導の流れ】

	時期	内 容
1	約2か月前	事前連絡 (対象事業所へメールでご連絡します。)
2	約1か月前まで	指導実施通知文の送付 (郵送でお届けします。)
3	2週間前まで	事前資料の提出 対象事業所は、次の書類を作成し、市に提出します。 ・自己点検シート ・直近の勤務シフト表
4	指導当日まで	「確認文書」の準備 対象事業所は、「確認文書」を準備します。 「確認文書」は、指導実施通知文に記載されています。 ※確認を行うのは、前年度以降分の文書のみです。
5	指導当日	市より担当職員3名で事業所を訪問します。 次の事項について確認するとともに、必要に応じて指導を行います。 【確認事項】 ・人員、設備、運営の基準（確認文書を確認） ・報酬の基準（加算等の要件に関する文書を確認） ・ケアプラン（CM1人につき1、2件まで。） 事業所は、管理者が同席するほか、ケアプラン確認の際には、担当CMが市職員からの質問等に対応する。 ※確認するケアプランは、当日お伝えします。 CM全員を事業所に留めておく必要はありません。 (担当CMが不在の場合は、それで構いません。) 当日の所要時間は、2時間30分以内を目標とします。
6	後日	市より、結果を事業所に通知します。 (必要に応じ、改善報告や介護報酬の過誤調整を求める場合があります。)